

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に掲げる登記に係る 非課税証明書の発行に係る必要書類

<登録免許税が非課税になる場合>

社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記
又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記

※証明書発行の申請をされる場合は、事前に横浜市健康福祉局監査課(045-671-4195)に
御相談ください。

<必要書類等>

1	証明願(2部)
2	当該不動産を社会福祉事業の用に供することが証明できる書類 (例:当該不動産で社会福祉事業を実施することがわかる理事会議事録の写し、 実施する事業の指定通知書の写し)
3	(1) 土地 ア 土地の全部事項証明書(原本) イ 公図の写 (2) 建物 ア 建物の全部事項証明書(原本) 又は建物表示登記申請の受領書、登記完了証 イ 各階平面図
4	物件所在地の周辺案内図
5	当該不動産の取得を証する書類 (例:売買契約書の写し、贈与契約書の写し、農地転用許可書の写し) ※建物を新築する場合は不要
6	証明書発行手数料 300円(申請時に納付)
7	【横浜市所管法人以外の場合】 法人登記簿現在事項全部証明書(原本)

<留意事項>

- 1 証明願は2部、その他の書類は1部ずつ提出してください。
- 2 証明願・添付書類が全て整っている場合でも、証明書の交付には数日を要します。
- 3 基本財産の増加については、定款変更事項となりますので、御注意ください。
- 4 登録免許税の非課税証明願は司法書士等の方が代行していただいて構いませんが、
事前に法人事務局から横浜市健康福祉局監査課に必ず御連絡ください。